令和5年度(2023年度)

# 監 査 報 告 書

財政援助団体等監査

熊本市監査委員

熊 監 発 第 316 号 令和6年 (2024年) 1月16日

熊本市監査委員 藤山英美

熊本市監査委員 井本正広

熊本市監査委員 横田健一

熊本市監査委員 髙島剛一

## 財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和5年度(2023年度)の財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出(公表)します。

## 目 次

## 財政援助団体監査

第1	監査の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第 2	監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第3	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第4	監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第5	監査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第6	監査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・・8
1	監査の実施場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2	監査の日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第7	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
1	熊本たばこ販売協同組合・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2	ボーイスカウト熊本市連絡協議会9
3	熊本市交通指導員区協議会連合会 · · · · · · · · 9
4	熊本市歯科技工士会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5	一般社団法人熊本市保育園連盟 · · · · · · · · · · · · · · · 10
6	九州産交バス株式会社・・・・・・・・・・10
7	城南地域ブランド力向上実行委員会・・・・・・・・・・・10
8	熊本市北区いきいき交流スポーツ大会実行委員会・・・・・・・10
9	熊本市小学校体育振興会 · · · · · · · 10
1 0	熊本市小・中学校文化活動振興会 · · · · · · · · 11
公の施記	役の指定管理者監査
第1	監査の基準・・・・・・・15
第2	監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・15
第3	監査の対象・・・・・・・・・15
第4	監査の着眼点・・・・・・・・・・・・15
第5	監査の主な実施内容・・・・・・・・・・16
第6	監査の実施場所及び日程・・・・・・・・16
1	監査の実施場所・・・・・・・・・・16
2	監査の日程・・・・・・・・・・・・・・・16
第7	管理施設の概要等及び監査の結果・・・・・・・・・・17
1	熊本市夢もやい館・・・・・・・・・17
2	熊本市流通情報会館 · · · · · · · 21
3	世 <b>a</b> 事項 (音見) ····································

#### (関係条文)

#### ・地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

#### ・地方自治法第199条第9項

監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。



#### 第1 監査の基準

この監査は、熊本市監査基準(令和2年3月27日監査委員決定)に準拠して実施した。

#### 第2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づく財政援助団体監査

#### 第3 監査の対象

令和4年度(2022年度)において、市が補助金等を交付した団体のうち、次の10団体を抽出し、交付した補助金等に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

	1	2	3
補助団体等 の名称	熊本たばこ販売協同組 合	ボーイスカウト熊本市 連絡協議会	熊本市交通指導員区協 議会連合会
補助金等の名称	熊本市製造たばこ販売促進対策事業費補助金	熊本市青少年健全育成 活動推進団体運営費補 助金	熊本市交通指導員区協 議会連合会補助金
補助等の目的	市たばこ税の収入確保 に寄与する諸施策や、 喫煙に伴う環境への悪 化防止につながる社会 奉仕事業(未成年者へ の喫煙防止啓発、繁華 街の清掃活動等)を助 成するため。	青少年の健全育成を図 るため、本市の区域内 の青少年が自ら成長で きる環境を整備充実 せるため、青少年のと せるため、青少年のと を 験活動を支援するとと の 連携を図り、指導 の 育成及び資質の団体 の 支援を行うため。	交通安全思想の普及高 揚を図り、交通事故を 未然に防止し市民の交 通安全の推進を図るた め、関係機関及び団体 との連携した活動や調 査、研究、研修等を 的に設立された、熊 前に設立された、熊 連合会の活動を支援す るため。
補助等対象経費	572, 804円	1, 458, 586円	1,853,000円
補助等額	286,000円	277,000円	1,853,000円
(補助等の率)	(49. 9%)	(19.0%)	(100.0%)
所管の局	財政局	文化市民局	文化市民局
部	税務部	市民生活部	市民生活部
課	税制課	生涯学習課	生活安全課
団体の設立目的	組合員の相互扶助の精神にもとづき、組合員のために必要な共同のために必要な共同自事業を行い、もって活動を促進し、かつ、経済的地位向上をはかることを目的とする。	社団法人ボーイスカウト熊本県連盟で、熊本県連盟で、熊本門属する3地区(中部地区、東部地区)11個団と植木1団の円滑な協力を促し、担当行政の指導・連携を保ち、地域金に関することを目的とする。	会員相互の親睦を図り、交通安全施策及び交通事故防止に資することを目的とする。

	4	5	6
補助団体等 の名称	熊本市歯科技工士会	一般社団法人熊本市保 育園連盟	九州産交バス株式会社
補助金等の名称	熊本市歯科技工士会口 腔衛生意識高揚事業に 対する補助金	熊本市保育所等運営円 滑化事業費補助金	公共交通利用促進キャンペーン事業費補助金
補助等の目的	歯科技工を通して、口腔衛生意識の向上に貢献し、市民の健康づくりに寄与することを目的とする。	保育所等の職員の資質 向上と保育所等運営の 円滑化を図ることを目 的とする。	公共交通事業者が取り 組む利用促進策を支援 することにより、自動車から公共交通 機関への転換を促し、 公共交通機関の利用者 の増加に寄与するため。
補助等対象経費	272, 009円	14, 180, 307円	1, 497, 900円
補助等額	264, 000円	6,072,000円	450,000円
(補助等の率)	(97. 1%)	(42.8%)	(30.0%)
所管の局	健康福祉局	こども局	都市建設局
部	健康福祉部	こども育成部	交通政策部
課	健康づくり推進課	保育幼稚園課	交通企画課
団体の設立目的	歯科技工士の特性を高 揚し、歯科技工士技術 及び学術の発達を図 り、もって地域歯科医 療に寄与し市民福祉の 増進に貢献することを 目的とする。	乳幼児の健全な育成を 図り、よりよい社会福 祉の発展に寄与するこ とを目的とする。	公共交通利用促進キャンペーン事業を代表する公共交通事業者

	7	8	9
補助団体等 の名称	城南地域ブランド力向 上実行委員会	熊本市北区いきいき交 流スポーツ大会実行委 員会	熊本市小学校体育振興 会
補助金等の名称	城南地域ブランド力向 上実行委員会負担金	熊本市北区いきいき交 流スポーツ大会実行委 員会負担金	熊本市立小学校運動部 活動運営費補助金
補助等の目的	城南地域ブランド力向 上実行委員会の事業の 運営が円滑に行われる ため。	熊本市北区いきいき交 流スポーツ大会実行委 員会の事業の運営が円 滑に行われるため。	児童生徒の体力向上及 び健康保持増進に寄与 する事業を行う団体に 対し、予算の範囲内に おいて運営費補助金を 交付することにより、 本市の学校体育及び学 校保健の振興を図るこ とを目的とする。
補助等対象経費	710,000円	600,000円	3,921,637円
補助等額	650,000円	500,000円	1,260,000円
(補助等の率)	(91.5%)	(83. 3%)	(32. 1%)
所管の局	南区役所	北区役所	教育委員会事務局
部	区民部	区民部	学校教育部
課	城南まちづくり センター	総務企画課	指導課
団体の設立目的	住民と行政の協働により地域が有するまちづくり資源の再発見と活用に取り組み、ひからに地域ブランドカ向上を図るための活動を行うことを目的とする。	北区地域住民の一体感を醸成するとともに、住民の健康促進等のため、北区いき交流スポーツ大会を開催することを目的とする。	熊本市における小学校 運動部活動の充実発展 に寄与すると共に、スポーツ活動を通して の、小学生の心身の健 全な育成に協力することを目的とする。

	10
補助団体等 の名称	熊本市小・中学校文化 活動振興会
補助金等の名称	熊本市立小学校及び中 学校における文化部活 動補助金
補助等の目的	熊本市立小学校及び中 学校における文化部活 動の振興をとおして、 児童・生徒の健全育成 を図るため。
補助等対象経費	48, 902, 113円
補助等額	2, 320, 000円
(補助等の率)	(4.7%)
所管の局	教育委員会事務局
部	学校教育部
課	指導課
団体の設立目的	熊本市における小・中 学校文化部活動の充 実・発展を図り、文化 活動の振興をとおし て、心身の健全な育成 をはかることを目的と する。

#### 第4 監査の着眼点

当該団体の事業が補助目的等に沿って適正になされているか、また、経理手続が団体の規定に従って適正になされているかを着眼点として実施した。

#### 第5 監査の主な実施内容

援助の目的及び条件に従って事業が実施されているか、また、補助金等に係る出納 その他の事務が適正に行われているか等について、関係帳簿、証拠書類を照査すると ともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

#### 第6 監査の実施場所及び日程

- 監査の実施場所
   監査対象課(室)、対象団体及び監査事務局
- 2 監査の日程

熊本たばこ販売協同組合

令和5年(2023年)9月4日及び同月5日

ボーイスカウト熊本市連絡協議会

令和5年(2023年)8月17日から同月22日まで

熊本市交通指導員区協議会連合会

令和5年(2023年)8月31日及び9月1日

熊本市歯科技工士会

令和5年(2023年)9月20日及び同月21日

一般社団法人熊本市保育園連盟

令和5年(2023年)9月25日から同月27日まで

九州産交バス株式会社

令和5年(2023年)8月7日から同月8日まで

城南地域ブランドカ向上実行委員会

令和5年(2023年)10月5日

熊本市北区いきいき交流スポーツ大会実行委員会

令和5年(2023年)8月29日

熊本市小学校体育振興会

令和5年(2023年)9月7日から同月12日まで

熊本市小,中学校文化活動振興会

令和5年(2023年)9月12日から同月14日まで

#### 第7 監査の結果

#### 1 熊本たばこ販売協同組合

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適 正に行われているものと認められた。

#### 2 ボーイスカウト熊本市連絡協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適 正に行われているものと認められた。

#### 3 熊本市交通指導員区協議会連合会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

#### 【指摘事項】再交付された補助金の使途について

熊本市交通指導員区協議会連合会(以下「連合会」という。)については、熊本市交通指導員区協議会連合会補助金要綱(以下この項において「要綱」という。)に基づき、令和4年度(2022年度)に市から1,853,000円の補助金が交付され、その全額が、連合会から熊本市交通指導員中央区協議会ほか4つの区協議会へ再交付されている。

連合会への補助金は、要綱において消耗品費、印刷製本費、通信費、交通費、会場使用料等、活動に要する経費が対象とされているが、連合会から各区協議会へ再交付された補助金については、使途を定めた基準が設けられていないことから、懇親会費、慶弔費等に充てられた事例が見受けられた。さらに、各区協議会の役員手当及び交通費について、根拠規定がないまま支給されていた。

補助事業の目的は、交通安全思想の普及高揚を図り、交通事故を未然に防止し、 市民の交通安全を推進することである。各区協議会の運営は、大部分が当該補助金 によって賄われており、その支出においては公益性の視点が重要であることから、 連合会は再交付する補助金についても、市が補助した目的に沿った支出となるよう、 明確な交付基準を定められたい。

また、各区協議会の役員手当及び交通費の支給の根拠となる規定を定められたい。 所管課は、補助金の最終的な使途が、交付目的に適合しているか慎重に確認し、 必要な指導を行われたい。

#### 4 熊本市歯科技工士会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適 正に行われているものと認められた。

#### 5 一般社団法人熊本市保育園連盟

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適 正に行われているものと認められた。

#### 6 九州産交バス株式会社

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適 正に行われているものと認められた。

#### 7 城南地域ブランドカ向上実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適 正に行われているものと認められた。

#### 8 熊本市北区いきいき交流スポーツ大会実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適 正に行われているものと認められた。

#### 9 熊本市小学校体育振興会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

#### 【指摘事項】補助金の過払いについて

学校保健会等運営補助金交付要綱に基づき、各小学校の部活動振興会に対して、 所属する運動部活動数に応じて補助金が交付されており、補助金の申請に関しては、 熊本市小学校体育振興会を通じて一括して行われている。各部活動振興会の決算書 等を確認したところ、次のとおり、適正でないものが見受けられた。

(1) 提出された決算書において、補助対象経費の支出が補助金交付額を下回っていたが、所管課はこれを看過し、交付額を確定させていた。

(単位:円)

部活動振興会名	補助金交付額	補助対象経費	過大交付額
黒髪小学校	20,000	2,000	18, 000
泉ケ丘小学校	20,000	18, 500	1, 500
中島小学校	20,000	2,000	18, 000
託麻東小学校	60,000	6,000	54, 000
芳野小学校	20,000	19, 439	561
	92, 061		

(2) 補助対象経費として20,000円を支出したと報告されていたが、領収証の提出を求めて確認したところ、実際の支出は2,000円であり、18,000円が過大に交付されていた。

(単位:円)

部活動振興会名	補助金交付額	補助対象経費	過大交付額
桜木東小学校	20,000	2,000	18, 000

部活動振興会6団体へ過大に交付された合計110,061円については、市へ返還されたい。

所管課は、補助金交付額を確定する際、必要に応じて領収証を確認するなど、慎重に審査されたい。

10 熊本市小・中学校文化活動振興会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施されているものと認められた。しか しながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

#### 【指摘事項】補助金の過払いについて

熊本市立小学校及び中学校文化部活動補助金交付要綱(以下この項において「要綱」という。)に基づき、小学校及び中学校の各部活動振興会に対して補助金が交付され、所属する文化部活動数に応じて交付額が決定される。補助金の申請に関しては、熊本市小・中学校文化活動振興会を通じて一括して行われており、補助対象経費である各文化部の活動費は交付額を超えることと定められている。各部活動振興会の決算書等を確認したところ、次のとおり、適正でないものが見受けられた。

(1) 補助対象経費の支出は1,000円と報告されていたが、所管課はこれを看過し、交付額を確定させていた。

(単位:円)

部活動振興会名	補助金交付額	補助対象経費	過大交付額
北部中学校 (放送部)	20,000	1,000	19, 000

(2) 補助対象経費として34,000円を支出したと報告されていたが、領収証の提出を求めて確認したところ、実際の支出は18,097円であり、1,903円が過大に交付されていた。

(単位:円)

部活動振興会名	補助金交付額	補助対象経費	過大交付額
長嶺中学校 (放送部)	20,000	18, 097	1, 903

部活動振興会2団体へ過大に交付された合計20,903円については、市へ返還されたい。

また、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)及び要綱等で定められた書類(各部活動振興会の事業計画書、予算書、事業実績報告書及び決算書等)が徴取されておらず、各部活動振興会の予算及び決算の一覧表をもって補助金交付事務が行われていた。所管課は、職員の業務知識の向上、各部活動振興会及び熊本市小・中学校文化活動振興会への指導・啓発等、再発防止に向けた対策を講じられたい。

公の施設の指定管理者監査

#### 第1 監査の基準

この監査は、熊本市監査基準(令和2年3月27日監査委員決定)に準拠して実施した。

#### 第2 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者監査

#### 第3 監査の対象

令和4年度(2022年度)において、市が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき 公の施設の管理を行わせている指定管理者のうち、次の団体を抽出し、管理業務に係 る出納その他の事務を監査の対象とした。

							1	2		
公	の	施	を設の名称		称	熊本市夢もやい館	熊本市流通情報会館			
指	Ź	È	管	į	理	者	夢もやい館管理運営共同企業体	熊本流通団地協同組合		
指	指 定 期 間		間	令和2年(2020年)4月1日~ 令和7年(2025年)3月31日	令和2年(2020年)4月1日~ 令和7年(2025年)3月31日					
埃尔	令 和 4 年 度 (2022年度)支払額			27, 324, 000円	34, 174, 800円					
16/2	- 日 /生	指定期間契約総額		総額	143, 816, 800円	205, 714, 067円				
所	管	(	か	局	部	課	健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課	経済観光局 産業部 商業金融課		

#### 第4 監査の着眼点

施設の管理及び運営に当たっては、協定に定める事項に基づいて適正に行われているかを着眼点として実施した。

#### 第5 監査の主な実施内容

公の施設の管理運営を行わせている指定管理者に対する監査については、当該施設の業務に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

#### 第6 監査の実施場所及び日程

- 監査の実施場所
   監査対象課、対象施設及び監査事務局
- 2 監査の日程

#### 第7 管理施設の概要等及び監査の結果

#### 1 熊本市夢もやい館

#### (1) 施設の概要

施設の概要等は次のとおりである。

#### ア 管理運営を行う施設

所 在 地 熊本市北区楠1丁目20番5-101号

敷地面積 1,965.36㎡

延床面積 903.66 m²

施設概要 管理室 (相談スペース含む) 43.62㎡

子育てつどいの広場(受付スペース含む) 154.76㎡

図書コーナー 35.75㎡

トレーニング室(受付スペース含む) 82.15㎡

体育室 (倉庫含む) 161.97㎡

更衣室(前室・シャワー室含む) 50.74㎡

学習室 (洋) 47.58㎡

 学習室(和)
 24.00㎡

 相談室
 24.00㎡

便所(多目的・幼児用含む) 71.07㎡

その他 (ホール等) 208.02㎡

駐車場(10台 うち軽自動車専用2台、身障者用2台)

#### イ 会館時間及び休館日

開館時間 午前9時から午後8時まで(ただし、子育てつどいの広場は、午前9時から午後6時まで)

休 館 日 (ア) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日

- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (ウ) 市長が必要と認めるとき

#### ウ 利用料金

熊本市夢もやい館条例(平成14年条例第50号)

熊本市夢もやい館条例施行規則(平成14年規則第90号)

## (2) 施設の利用状況

令和4年度(2022年度)の施設の利用状況は次のとおりである。

### 令和4年度(2022年度)施設利用者数

(単位:人)

施設名	介護予防トレーニング室	子育てつどいの広場
4月	978	956
5月	950	1, 117
6月	1, 112	1,536
7月	1,035	1, 197
8月	1,019	1, 256
9月	1, 108	1, 150
10月	1, 239	1, 278
11月	1, 189	1, 312
12月	1, 108	1, 257
1月	1, 124	1, 257
2月	1, 224	1, 413
3月	1, 433	1, 543
合計	13, 519	15, 272

#### (3) 経営成績

令和4年度(2022年度)の管理経費の収支状況は次のとおりである。

令和4年度(2022年度)管理経費の収支報告書

(単位:円)

	項目	金額	説明
収入合計 (A)		30, 952, 602	
	指定管理料	27, 324, 000	
	利用料金	2, 822, 150	
	参加費	718, 100	企画事業参加費
	雑収入	88, 352	コピー代、自動販売機電気代ほか
支出	合計 (B)	32, 710, 237	
	人件費	24, 521, 643	職員給与、社会保険料ほか
	管理費	3, 702, 711	水道光熱費、業務委託費ほか
	事業費	1, 687, 684	事業費、報償費ほか
	事務費	1, 701, 899	一般需用費、リース料、修繕費ほか
	一般管理費	1, 096, 300	

収支 (A) - (B) △1,757,635
-------------------------

管理運営における収入額合計は30,952,602円であり、主な収入は、市からの委 託料である指定管理料が27,324,000円となっている。

支出額合計は32,710,237円であり、主な支出は、人件費が24,521,643円、水道 光熱費や業務委託費等の管理費が3,702,711円、自主事業の講座等の事業費が 1,687,684円、一般需用費等の事務費が1,701,899円となっている。

以上の結果、収入から支出を差し引いた収支差額は△1,757,635円となっている。

#### (4) 監査の結果

熊本市夢もやい館の管理運営に関する決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められ、熊本市夢もやい館の管理運営に関する協定書に基づき目的に沿った管理運営が実施されていた。

しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

#### 【指摘事項】自動販売機電気代の重複受領について

夢もやい館内の清涼飲料水自動販売機(以下この項において「自販機」という。) は、自販機設置者が市有財産貸付契約に基づき設置しているが、指定管理者は、 施設全体の電気代を電力会社に支払っていることから、自販機設置者から電気代 を徴収し、自らの収入としている。

・指定管理者が徴収した自販機電気代(令和4年度〔2022年度〕分)16,101円

指定管理料の内訳を確認したところ、自販機電気代を含む施設全体の電気代が 指定管理料に算入されていたことから、指定管理者は、市及び自販機設置者から 電気代を重複して受領していた。

指定管理者が、自販機電気代を重複受領した要因は、所管課が、指定管理者公募時の夢もやい館管理運営仕様書において、指定管理者及び自販機設置者間で自販機電気代の支払いを協議することとしたにもかかわらず、施設全体の電気代に自販機電気代が含まれた状態で指定管理料の積算を行っていたため、指定管理者は自販機設置者から電気代を徴収し、自らの収入としたものである。

指定管理者は、過去に受領した自販機電気代相当額を市へ支払われたい。所管 課は、今後の自販機電気代について、誤りが生じないよう適切に対応されたい。

#### 2 熊本市流通情報会館

#### (1) 施設の概要

施設の概要等は次のとおりである。

#### ア 管理運営を行う施設

所 在 地 熊本市南区流通団地1丁目24番地(会館)

熊本市南区流通団地2丁目18番地(第2駐車場)

敷地面積 5,000㎡ (会館)

4,300㎡ (第2駐車場)

建物概要

建物本体

構 造 (事務棟)鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階建て

(展示棟) 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上1階建て

延床面積 6,943 m<sup>2</sup>

施設概要

事務棟 6階 601研修室 56 m²/定員16名

602研修室56㎡/定員24名603研修室56㎡/定員24名604研修室85㎡/定員34名

ラウンジ

5階 501研修室 144 m²/定員100名

502研修室 113 m²/定員60名

503研修室 56㎡/定員24名

4階 (株) 熊本流通情報センター、特別会議室

3階 (株) 熊本流通情報センター、電話交換室

2階 熊本流通団地協同組合

多目的ルーム

 $71\,\mathrm{m}^2$ 

1階 会館事務室

常設展示コーナー

エントランス

展示棟 1階 展示場(高さ5.9m、床荷重1t/m²) 1,080m²

自動販売機コーナー

地下 地下駐車場

1,296m<sup>2</sup>/35台

付帯施設 建物敷地内の駐車場(東側・南側・北側)

1,112㎡/約40台

建物敷地外の駐車場(第2駐車場)

4,300㎡/約150台

#### イ 会館時間及び休館日

開館時間 午前9時から午後10時まで

休 館 日 (ア) 毎月の第1及び第3月曜日(当該月曜日が休日 [国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。] に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(イ) 12月29日から翌年1月3日まで

#### ウ利用料金

熊本市流通情報会館条例(昭和63年条例第39号) 熊本市流通情報会館条例施行規則(平成元年規則第34号)

#### (2) 施設の利用状況

令和4年度(2022年度)の施設の利用状況は次のとおりである。

#### 令和4年度(2022年度)施設利用件数

(単位:件)

	研修室							多目的	展示場
	601	602	603	604	501	502	503	ルーム	
4月	21	17	28	27	34	31	19	2	13
5月	24	17	27	19	27	28	19	12	20
6月	18	16	31	23	30	33	16	6	13
7月	16	21	34	22	29	25	18	11	8
8月	20	17	30	23	16	26	19	10	14
9月	28	22	31	25	23	25	28	12	11
10月	20	28	30	27	27	29	25	11	11
11月	21	24	27	21	28	27	21	10	24
12月	19	21	15	23	20	23	11	9	18
1月	15	17	24	16	24	22	16	8	26
2月	17	23	26	19	21	30	20	7	18
3月	23	25	27	23	27	21	23	3	21
合計	242	248	330	268	306	320	235	101	197

#### (3) 経営成績

令和4年度(2022年度)の管理経費の収支状況は次のとおりである。

令和4年度(2022年度)収支状況

(単位:円)

項	į B	金	額	説明		
収入合計	収入合計 (A)		228, 933			
	指定管理料	34,	174, 800			
	利用料金	47,	708, 413			
	参加費等	1,	602, 750			
	その他	13, 742, 970		令和3年度(2021年度)分指定管理		
	CVAIR			料の補填金13,734,200円を含む		
支出合詞	支出合計 (B)		465, 205			
	人件費		777, 497	職員給与、法定福利費ほか		
	事務費事業費		802, 797	消耗品費、インターネットほか		
			961, 440	講師料、チラシ費ほか		
	管理費	47, 923, 471		委託料、水道光熱費ほか		
収支 (A) - (B)		3,	763, 728	うち、未払消費税2,549,907		

管理運営における収入額合計は97,228,933円であり、利用料金47,708,413円及び指定管理料34,174,800円が主な収入となっている。

支出額合計は93,465,205円であり、主な支出は人件費が39,777,497円、事務費が2,802,797円、事業費が2,961,440円、委託料や水道光熱費等の管理費が47,923,471円となっている。

収入から支出を差し引いた収支差額は3,763,728円となっている。

#### (4) 監査の結果

熊本市流通情報会館の管理運営に関する決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められ、熊本市流通情報会館の管理運営に関する協定書に基づき目的に沿った管理運営が実施されていた。

しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

#### 【指摘事項】不適切な委託契約について

熊本市流通情報会館におけるビルメンテナンス業務等の22件については、所管 課の承諾後、指定管理者から一括してA社へ委託されている。

委託された22件の業務の一つである一般廃棄物収集運搬処理業務については、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第6項において、一般廃棄物の運搬等を他人に委託する場合の要件として、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者等に委託しなければならないと定められているが、A社は要件を満たす者ではなかったため、A社からB社に再委託がなされていた。

・A社への委託金額:33,038,940円

(うち一般廃棄物収集運搬処理業務に係る金額:145,200円)

指定管理者は、法令に基づき、適切に指定管理業務を実施されたい。 所管課は、再委託の承諾の際は慎重に審査されたい。

#### 3 共通事項

#### 【意見】指定管理施設の収支報告書における消費税納税額の記載について

制度所管課:資産マネジメント課

指定管理者が免税事業者でない限り、収入に含まれる仮受消費税から支出に含まれる仮払消費税を控除した金額を納税する必要があるが、監査の結果、施設管理経費の収支報告書に消費税納税額の支出が記載されていない事例が見受けられた。

これは、市の指定管理者制度のマニュアル等に、消費税納税額の記載方法に関する方針が示されていないことから、消費税納税額を支出に含まないまま、収支報告書が作成されていたものである。

指定管理施設の収支は、指定管理者の経営努力の成果、指定管理料や利用料金等の収入の妥当性等を表す重要な指標であり、モニタリングにおいても評価の対象とされている。

収支報告書提出と消費税納税額計算の時期が異なること、消費税納税額の計算は施設ごとではなく事業者ごとに行われることから、収支報告書への消費税額の記載に当たっては方針を明示する必要がある。

ついては、正確な収支の報告がなされるよう、マニュアル等に消費税納税額の記載方法を定める等の改善を図られたい。